

令和4年北海道告示第571号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道帯広市川西町西三線地内の土地を起業地とする「障害者支援施設 光り園改築事業」（以下「本件事業」という。）である。

障害者支援施設 光り園は社会福祉法第2条第2項第4号に規定される第一種社会福祉事業及び社会福祉法第2条第3項第4の2号に規定される第二種社会福祉事業として、現在入所定員40名、短期入所定員2名の施設入所支援、生活介護、短期入所の事業を行っており、これらは第3条第23号に該当すると認められる。

本件事業は本施設の建替えに併せて移転を行うものである。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

社会福祉法人帯広太陽福祉会は、本件事業の実施について理事会及び評議員会で承認を得ており、また、本件事業に必要な財源を自己資金及び借入により確保していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本施設では1で述べたように社会福祉法に規定される第一種及び第二種社会福祉事業が行われているが、その建築から40年が経過して、社会福祉法の改正による現行基準への不適合、入所者の高齢化に伴う医療及び防災対応、施設の老朽化など様々な課題が生じており、また、現行では市街地から遠隔に位置することで最寄りの医療機関及び消防施設からも距離があり、緊急時の迅速な対応が難しい状況にある。

本件事業により、施設の老朽化及び社会福祉法の現行施設基準への不適合が解消され、また、市街地により近接することにより、緊急時の医療機関及び消防施設との連携が改善し利用者の安全性、利便性が向上する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財は存在しないこと及び希少動植物の生息がないことを確認している。

また、本件起業地には、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、より市街地に近接した場所であること及び施設本体に加え入所者の健康保全を兼ねる軽作業を行う畑や、入所者の軽い運動や入所者の家族を交えたレクリエーションを行う広場等の設置に必要な面積が確保できることを条件として、これを満たす4カ所を候補地を選び比較検討の上、起業地を決定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本施設は 3 の (1) で述べたように現行基準への不適合、入所者の高齢化に伴う医療及び防災対応、施設の老朽化など様々な課題が生じており、特に老朽化は厚生労働省の老朽度調査判定において、「A ランク 緊急を要する」と評価されており、早期に対策を行う必要性が高い。

また、最寄りの医療機関及び消防施設からも距離があることにより、緊急時の迅速な対応が難しい状況にあるため、移転についても速やかに行う必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件施設の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。